

議案第85号

大田原市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市営駐車場条例の一部を改正する条例

大田原市営駐車場条例（昭和50年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条の表大田原市営新富町駐車場の項を削る。

第4条中「午前零時」を「午前0時」に改める。

第7条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第8条中「の各号」を削り、同条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第10条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表大田原市営新富町駐車場の項を削り、同表駐車料金の欄中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。